

令和 8 年 9 月 18 日
名古屋高速道路公社

橋梁修繕（補修）工事における足場工及び防護工の積算の取扱いについて

橋梁修繕工事及び橋梁補修工事における足場工及び防護工の工費算定にあたっては、下記の通知を引き続き適用しますのでお知らせいたします。

記

1. 対象工事

令和 5 年 4 月以降に入札公告した橋梁修繕工事及び橋梁補修工事のうち、足場工又は防護工を含む工事

2. 適用する通知

「橋梁修繕（補修）工事における足場工及び防護工の積算について」（令和 5 年 4 月 26 日）

3. 取扱い

「維持補修工事等積算基準（令和 7 年 10 月 1 日）」7-1-3 足場工及び 7-1-4 防護工の工費算定については、同積算基準において新たな取扱いを定めるまでの間、上記通知に定める算定式を適用します。

4. 問合せ先

技術部 技術管理課

以上